

## コンプライアンス規程

### 第1条（目的）

本規程は、大阪ハンドボール協会（以下「本協会」という）におけるコンプライアンスに関する意識の向上を図るとともに、コンプライアンスを円滑かつ効果的に実施するための基本方針、組織体制及び運営方法等を定める。

### 第2条（定義）

本規程における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「法令等」とは、日本国法令、官公庁の通達・ガイドライン等、本協会の規約、諸規程類及び当該加盟団体規約、規程類、それらに付随する諸規則並びに社会規範、倫理規範等をいう。
- (2) 「コンプライアンス」とは、法令等の遵守をいう。

### 第3条（基本方針）

本協会は大阪のハンドボール界を統括し代表する団体としてコンプライアンスを最優先の重要課題の一つとして認識し、ハンドボールの普及・振興を図り、業務推進及び競技運営に当たるものとする。

### 第4条（適用範囲）

本規程の適用対象者は、以下に定める者とする（以下「本協会関係者」という）。本協会関係者は、本規程に定める事項を遵守するとともに、本規程に基づき別に定める個別の規程等に従うものとする。

- (1) 本協会の役員
- (2) 加盟団体の役員
- (3) 登録された指導者、審判員等、その他資格保有者
- (4) 登録した個人または団体
- (5) 本協会の委託により協会の主催する行事に従事する者

### 第5条（行動規範）

本協会関係者は、第3条の基本方針を踏まえ、法令等を誠実に遵守するだけでなく、自ら或いは自らが関係する団体に自らの立場を利用して利益となるような言動・行動・活動を慎み、スポーツパーソン、スポーツ関係者として品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、ハンドボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

### 第6条（禁止事項）

1 本協会関係者は、次に掲げる行為（以下「法令等違反行為」という）を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他の本協会関係者に対して、法令等に違反する行為を指示、教唆又は幫助する行為
- (3) 他の本協会関係者に法令等に違反する行為があることを知りながら、適切な報告を行わない行為

2 前項に定める法令等違反行為には、例として以下の行為が含まれる。ただし、これに限らない。

- (1) 暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメント、差別、暴言等、その他人権尊重の精神に反する言動

- (2) 競技のために、世界ドーピング防止規程・禁止表国際基準に規定する禁止物質を使用すること、または使用させること
- (3) 選手の勧誘、入部、移籍に関連し、選手にこれらを強要すること、または選手、保護者、指導者、代理人の間において社会通念上良識を超える金品を授受すること（ただし、企業等から寄付の申し出があり、学校または後援会等において適切に会計処理がなされた場合は、この限りではない）
- (4) 試合・合宿等の交通費及び宿泊費等を当該チーム関係者以外の企業等に支払わせること（ただし、都道府県ハンドボール協会から承認された招待試合を除く）
- (5) 試合の勝敗において、あらかじめ取り決めを行うこと
- (6) ハンドボールに関して授与された賞杯、メダル及び副賞を金銭に換えること
- (7) 選抜された選手等を正当な理由なく大阪代表チームに派遣しないなど、本協会等の決定した方針に従わないこと
- (8) 補助金、助成金、交付金等の不正受給、他の目的への流用若しくは不正使用、本協会の財産の横領、不適切な支出等の不正経理に及ぶこと、又は、職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し若しくは約束すること
- (9) 不正な会計処理を行うこと
- (10) 暴力団など反社会的勢力の構成員となること、反社会的勢力から金品、便宜もしくはもてなしを受けると、また、反社会的勢力とのあいだで、車及び金銭の貸借などあらゆる取引を行うこと
- (11) 20歳未満の者による飲酒、喫煙
- (12) 麻薬など法令によって禁止されている薬物の譲受、譲渡、所持または使用
- (13) 本人の同意なく、個人情報をも目的外に使用し、また第三者に開示する行為、並びに本協会において機密とされる情報を本協会の許可なく開示、漏洩及び使用する行為
- (14) スポーツパーソン、スポーツ関係者としての品位や名誉に著しく反するもの
- (15) その他、法令等に違反する行為の一切

## 第7条（相談）

- 1 本協会関係者は、自らの行動や意思決定が法令等違反行為に該当するかどうか、判断に迷うときは、あらかじめ第8条に定めるコンプライアンス委員会に相談する。
- 2 本協会関係者は、前項に基づき相談した事案について、コンプライアンス委員会が法令等違反行為に該当するもしくは法令等違反行為に該当するおそれがあると判断したときは、その事案を実行してはならない。

## 第8条（通報）

- 1 本協会関係者は、他の本協会関係者による法令等違反行為及びその疑いのある行為を知ったときは、直ちに「内部通報制度運用規程」に従い、通報または相談（以下「通報等」という）等を行う。
- 2 コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関わる通報方法その他の通報等をした者に関する対応について「内部通報制度運用規程」に別途規定し、同規程を本協会関係者に周知する。
- 3 本協会及び本協会関係者は、通報等をした者への責務や通報内容等の調査方法等、内部通報制度の運用に関して、本規程に定める他、「内部通報制度運用規程」に定める規定に従う。

## 第9条（委員会の設置）

- 1 本協会は、コンプライアンスを有効に機能させるため、コンプライアンス委員会及び倫理委員会を設置す

る。

2 それぞれの委員会の業務は、次のとおりとし、詳細は個別の規程において定める。

(1)コンプライアンス委員会は、本協会のコンプライアンス推進及び法令等違反行為の調査を行い、それらを理事会に答申又は報告する

(2)倫理委員会は、法令等違反行為に対する処分を行う場合に、事実調査の結果及び処分対象者の弁明に基づき、処分に関する意見を理事会に答申する

3 コンプライアンス委員会及び倫理委員会は相互に独立した委員会とし、委員を兼務してはならない。

#### 第10条（処分）

本協会は、法令等違反行為を行った本協会関係者（以下「違反者」という）に対して、本規程及び本協会が別に定める規程に基づき、適切に処分を行う。

(1) 第4条（1）「本協会役員」「監事」については、嚴重注意、譴責、指導、勧告、その他必要に応じた処分

(2) 第4条（2）「加盟団体の役員」については、嚴重注意、譴責、指導、勧告、その他必要に応じた処分

(3) 第4条（3）「登録された指導者、審判員等、その他資格保有者」については登録者倫理規程に基づく処分

(4) 第4条（4）「登録した個人または団体」については、登録者倫理規程に基づく処分

(5) 第4条（5）「本協会の委託により本協会の主催する行事に従事する者」については、契約解除、嚴重注意、譴責、指導、勧告、その他必要に応じた処分

#### 第11条（手続の適正に向けた措置）

1 本協会は、違反者に対し処分を行う場合、法令、協会の定める規程に基づく適正な手続の下で行うものとする。

2 本協会は、違反者の処分を決定するにあたっては、コンプライアンス委員会において十分な調査を行い、倫理委員会において違反者に対して弁明の機会が与えられたうえで同委員会の意見の答申を受けなければならない。

3 本協会は、違反者を処分する場合、違反者に対して次の事項を通知しなければならない

(1) 処分の内容

(2) 法令等違反行為を構成する事実関係

(3) 法令等違反行為と判断される法令又は規程上の根拠

(4) 処分を相当と判断するに至った理由

#### 第12条（損害賠償請求）

本協会は、法令等違反行為を行った本協会関係者により損害を被った場合は、当該本協会関係者に対して損害賠償を求めることができる。

#### 第13条（再発防止策）

本協会は、法令等違反行為が確認されたときは、是正措置を講じるとともに再発防止策を策定しこれを実行しなければならない。

#### 第14条(公表)

本協会は、確認された法令等違反行為が重大であり、再発防止その他の目的において必要と認められる場合には、その内容について、ホームページ、その他の手段により公表し、又は本協会関係者に周知する（以下「公表等」という）。この場合、公表等により本協会関係者の名誉を不当に毀損したりプライバシーを侵害したりすることのないよう、適切な措置をとらなくてはならない。

#### 第15条（報復行為の禁止）

- 1 本協会及び本協会関係者は、通報者が通報等をしたことを理由として、通報者等に対して、除名、解雇、取引停止、その他いかなる不利益取扱いをしてはならない。また、本協会及び本協会関係者は、通報者が相談または通報したことを理由として、通報者の職場環境や練習環境等が悪化することがないように、適切な措置をとらなくてはならない。
- 2 通報者に対して不利益な取扱いや嫌がらせを行った本協会関係者（通報者の上司、監督、同僚等を含む）がいた場合には、本協会は各規程類に従って処分する。
- 3 本協会及びコンプライアンス委員会による調査に対し協力を行った者の保護についても前2項を適用する。

#### 第16条（不服申立）

本協会関係者が本協会による処分に不服を申し立てる場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づき、同機構に不服申立を行うことができる。仲裁又は調停する範囲については、同機構によるスポーツ仲裁又はスポーツ調停手続による。

#### 第17条（他の規程に対する優先）

本規程と本協会の従前の規程の間で矛盾ないしは齟齬する内容が存在した場合、本規程が優先的に適用されるものとする。

#### 第18条（改廃等）

本規程の改廃は、コンプライアンス委員会委員長が発議し、理事会の決議によって決定する。

#### 附則

1. 本規程は2024年2月20日から施行する。